

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「所管に属する市費支弁の」を削る。

附則に次の4項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

- 6 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。）の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教職員」という。）が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。
- 7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、移譲日の前日が当該職員の職員とし

ての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額より多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。

8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。

9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となったものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項」とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、この条例が適用される職員の範囲を改めること等のため、この条例を制定するものである。

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号</p>
<p>(第1条 略) (職員の定義)</p>	<p>(第1条 略) (職員の定義)</p>
<p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員 (第3条～第22条 略)</p>	<p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 市長事務部局の職員 (2) 本市が経営する地方公営企業の管理者（上下水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）及び職員 (3) 監査委員の事務を補助する職員 (4) 市議会の職員 (5) 選挙管理委員会の職員 (6) 人事委員会の職員 (7) 教育委員会の所管に属する市費支弁の職員 (8) 農業委員会の職員 (9) 消防長及び消防職員 (第3条～第22条 略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。 2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。 3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。 4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。）による改正後の川崎市</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和23年5月1日から適用する。 2 昭和23年5月1日から昭和23年6月30日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については号俸給にそれぞれ対応する別表(1)の仮定俸給表による仮定俸給とする。 3 昭和23年7月1日から同年12月31日までに給与事由の生じた者の第10条に規定する俸給の額については、号俸給にそれぞれ対応する別表(2)の仮定俸給表による仮定俸給とする。 4 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和58年川崎市条例第11号。以下「条例第11号」という。）による改正後の川崎市</p>

改正後	改正前
<p>職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者（同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。）の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p> <p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）</u></p> <p><u>6 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。）の適用を受けることとなったもの（以下「旧県費負担教</u></p>	<p>職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項本文の規定に該当する職員のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受ける者で昭和47年3月30日に現に在職し、同日においても同法の適用又は準用を受けていた者（同日以前に社会教育主事であった者及び条例第11号による改正前の川崎市職員退職手当支給条例第9条の2第1項の規定に該当する者を除く。）の同日以前の在職期間については、改正後の条例第10条第2項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、改正後の条例第10条の規定による在職期間を基礎として計算された退職手当のうち同条第2項ただし書の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の基礎となった期間に対する改正後の条例第3条の規定の例により計算された退職手当の額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が条例、規則その他の規程による額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする当該規程の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。ただし、第5条の5に規定する給料月額については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p><u>職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が条例第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p> <p>8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないう国等の職員となつたものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関</p>	

改正後	改正前
<u>する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項」とする。</u>  (以下 略)	  (以下 略)